

令和3年度 第4回太宰府市地域福祉推進委員会 議事録（要約）

○日時 令和3年11月1日（月）18:30～20:20

○場所 市役所3階 庁議室

○出席者

太宰府市地域福祉推進委員会委員（出席12名、欠席0名）

太宰府市（健康福祉部長、生活支援課長、介護保険課長、高齢者支援課長、保育児童課長、元気づくり課長、子育て支援課長、防災安全課長、地域コミュニティ課長、健康福祉部統括マネージャー、福祉課長、福祉政策係長、福祉政策係員）

（株）ジャパンインターナショナル総合研究所（2名）

○傍聴者 0名

○協議事項 議題1 第四次太宰府市地域福祉計画の素案について

○内容

■開会

■傍聴人無しの報告

■資料確認・新任委員紹介

■議事

「太宰府市地域福祉推進委員会規則」第6条に基づき、議事進行を会長が行う。

議題1 「第四次太宰府市地域福祉計画の素案について」

事務局)

第四次太宰府市地域福祉計画素案第1、2章の修正箇所を説明

※資料 11-2 第四次太宰府市地域福祉計画（素案）

13-1, 2 第3回太宰府市地域福祉推進委員会 意見一覧

質疑

A委員)

これまでB委員には貴重なアドバイスをいただきましたが、今、手直した段階でのご意見等がありましたら伺いたいです。

B委員)

2 ページの計画の策定の背景について、この説明では理解しがたいところがあります。勉強会のために作った資料に「一億総活躍プラン」における地域共生社会について記載しましたが、国がどのようなことを意図しているのか、5 行では足りないかと思います。これを目にする一般市民には、このように簡潔な説明ではわかりづらいと思います。国が出している説明のほうが文字数は多いけれどもわかりやすいと思います。障がい者、難病患者、がん患者、LGBT に関することも含まれている国の動向を、もう少し丁寧に書いて全体像を明らかにしないと、計画の意味が薄れてくるのではないのでしょうか。下に空白もあるので、しっかり書き込んだほうがわかりやすいと思います。

3 ページ、第 4 条第 2 項のところは、国でいえば「地域住民等」とまとめられている文がありますが、これを書かないと、2000 年の社会福祉法を載せていることになるので、少し意味合いが変わってしまいます。私たちも今は、3 つを並記せず「地域住民等」という形で説明しています。

4 ページ、自助・互助・共助・公助の説明について、国の地域包括ケアシステムでは、共助のことを国民がお金を出し合って助け合う仕組みだと説明していますので、ここの説明についてはもう一度ご検討いただけませんか。確かに昔は地域の助け合いのことを共助と言っていましたが、国の説明に合わせたほうが今後誤解を招かないと思います。

5 ページに「第 1～6 層」とありますが、地域包括ケアシステムの層と誤解されかねないので、「圏域」にしたほうが良いと思います。

6 ページの(6)「地域福祉をめぐる国の動向」に「相談支援」「参加支援」「地域づくり」とありますが、できたら本文と同じように「断らない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」と、国が示している法律の言葉をそのまま載せたほうがわかりやすいと思いました。

C 委員)

国が表現を確立しているということですね。

B 委員)

そうです。国が政策として掲げているものはあまり変えないほうが良いと思います。

C 委員)

今のご説明で、層と圏域の考え方についてよくわかりました。

A 委員)

今後の進捗等を考えると、修正できるのでしょうか。

事務局)

国の最新の動向を反映させるべきというご指摘については、修正します。

C 委員)

ほかになれば、第 3 章の説明をお願いします。

事務局)

第四次太宰府市地域福祉計画素案第 3 章 基本目標 1 を説明

質疑

C委員)

「よりそう」「とどける」「つながる」という基本目標について、D委員から行政の上から目線ではないかというご意見がありました。「とどけあう」という表現を考えましたが、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

B委員)

一般的に基本目標は、キーワードよりもキャッチフレーズ的な文体のほうがなじむと思います。次元を超えて、理念的に良い言葉が並んでいるのも間違いではないと思いますが、「～しましょう」「～づくり」など、具体的でわかりやすい表現がいいのではないのでしょうか。例えば「地域福祉を支える担い手づくり」「地域福祉の基盤づくり」「ネットワークづくり」「災害に強い体制づくり」など、24ページの体系図の取り組みの内容や基本理念からでも、つくりあげていくといいと思います。

基本理念に「居場所と出番を感じられる」とありますが、「居場所と出番がある」のほうが響くと思います。基本目標ももう少し具体的な呼びかけの柱にしていかないと、その下の取り組みの柱と取り組みの内容が結び付いてこないと思います。基本目標の柱が3本でいいのかについては検討中ですが、もう少し時間が必要だと思います。

全部に通用することですが、成果目標は減少や増加でなく数値を挙げていただかないと、次の推進委員会で評価するときに困ります。実施したあとの評価については数字にできるだけ置き換えられないでしょうか。

C委員)

24ページに取り組みの柱が加わり、そこから具体的に目標を立てるのですが、第三次計画では福祉計画についてずらっと項目があり、それぞれの目標がどこまでいったかという管理をしましたが、こういうものはまた別にできるのですか。

事務局)

24ページの各柱については、第三次計画のように年度ごとの総括報告書を作成し、もう少し具体的に落とし込みます。

進捗管理も行います。

C委員)

「よりそう」「とどける」「つながる」の考え方についてご意見はありませんか。

事務局にお尋ねしますが、23ページの上のほうに相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援の3つがありますが、ここから「よりそう」「とどける」「つながる」ができたのでしょうか。

事務局)

そこをベースにして、わかりやすくするために表現を簡略化したところ、わかりにくくなってしまったかもしれません。

D委員)

23 ページに詳しい説明があるので、これでいいと思います。

本委員会は 12 名の地域福祉委員に委嘱されて活動していますが、民生委員の会長として申し上げると、事務局から会議資料と質問の様式を配られて 2 カ月ほどたっているのに、B 委員のように口頭で言われてもついていけません。お忙しいのはわかりますが、期間は十分あったので、あらかじめ事務局に意見を提出して、それに対する回答を事務局にまとめて今日出してほしかったです。お互いの立場を守って、事前に意見を示していただければ検討できますが、委員会の中で突然理念や考え方について言われても、地域の実態しか知らないのも、具体的な訂正案を示していただかないとわかりません。こういう進め方では 6 回の会議では終わらないと思います。

C委員)

ご意見はわかりました。ついていけないといわず、大いに議論するべきだと思います。議論の結果は事務局が責任をもってまとめます。事前に資料がないとおっしゃいましたが、私は事前に「よりそう」「とどける」「つながる」というのは目的を達成するための手段なのではないかという意見を出しています。これについて事務局の考え方を教えていただきたいと思います。

事務局)

資料 13-2 に基づいてご説明します。地域福祉計画というのは、子ども、障がい者、高齢者など、各種分野の個別計画があり、その上位に位置するものと認識しています。それぞれの基本目標に課題があり、それに対して「よりそう」「とどける」「つながる」というのはそれに対する方策です。具体的な取り組み内容はすでに個別計画でうたわれているので、あくまで地域福祉計画の中では個別の問題を総合的に見るということで、基本目標を掲げています。

先ほど、重層的な支援体制整備事業の相談支援、参加支援、地域づくりの支援と関連性を持たせているかという B 委員のご意見もありましたが、ここに結び付けた基本目標ということで計画を作っています。

C委員)

前回の第三次計画を見たところ、基本目標が抽象的で、「支援につながる仕組みづくり」「安全安心に暮らすための基盤づくり」「気軽に参加できる環境づくり」など、個別計画を網羅できるような表現になっていました。先ほど B 委員が言われましたが、前回のように「仕組みづくり」「基盤づくり」「環境づくり」という表現を付け加える方法があればいいと思います。

事務局)

原案作成段階で「みんなで寄り添う」「支援を届ける」「日ごろからつながる」という案が出ていましたが、もっとわかりやすくしたほうがいいということで 4 文字の平仮名を提案しました。わかりにくいということであれば、もう少し具体的で前向きな言葉に置き換えられればと思います。

案の段階では、それに沿って柱をつくっていました。ここに関しては市長のこだわりもあり、委員会の中で論議してほしいというコメントを市長からいただいています。平仮名 4 文字は、できるだけ市民の皆さんにわかりやすくという思いがあったのですが、説明が足りないということであれば委員

会の意見として表現を変えることは可能です。相談体制、サービス支援、地域づくりへの参加について表現できるものであればいいと思います。課題ごとではなく、なるべく横串でいくイメージを出したいという意図があります。

E委員)

事務局が長時間かけて作成したものに対し、いろいろな意見が出ていますが、B委員の指摘は非常に難しくてぴんと来ない部分があります。皆さんにもう少しわかりやすく一つ一つ取り上げていくと、時間が足りないと思います。新しい提案があれば修正も結構ですが、もう少し進めていかないと終わらないのではないのでしょうか。

C委員)

協議会というのは、庁内の担当課長が集まってやる会議です。そこで当然原案が出るわけですが、この委員会では市民の意見をぶつけることに意味があります。協議会の素案がいいか悪いかを議論してもらうのは当然だと思います。時間がかかるという問題はあるので、どうするか考えなければいけません、できるだけご協力をお願いします。

E委員)

協力はしますが、委員の意見は難しいと感じました。

C委員)

では、基本目標2について説明をお願いします。

事務局)

第四次太宰府市地域福祉計画素案第3章 基本目標2を説明

質疑

F委員)

基本目標1もそうですが、役割分担について、主語があるのが社会福祉協議会だけになっています。多くの事業所や社協が取り組むことにも、地域が取り組むことにも主語がありません。「地域が」というと、誰がとは言えないところもあると思いますが、社会福祉協議会が目立ちすぎている気がします。こういうことに努めていくという覚悟ではいますが、全部がそうなっているので、表現としてどうなのか、皆さんのご意見を伺いたいと思います。

事務局)

26ページ「事業所・社協が取り組むこと」のエとオで、社会福祉協議会で自治会の小地域福祉活動に取り組まれているということで、社会福祉協議会で行っていることについては主語を付けています。社会福祉協議会だけでなく、事業所もやるべきではないかというご意見があれば修正したいと思います。

F委員)

「事業所や社協が取り組むこと」とあるので、要らないのではないのでしょうか。その定義でいくと、「民生委員、児童委員、福祉委員など地域で相談支援に携わる人は」と「など」が付いているので、自治会長も含まれるかと思います。あえて書かなくても、「地域で相談支援に携わる人」でいいのではないのでしょうか。文章の中で目立ちすぎていると思います。

C委員)

社協が作る活動計画を意識して書いているのですか。

事務局)

多少はありますが、そこまで意識していません。

C委員)

事業所などと一緒に考えているものを切り離れたほうがいいのかということですか。

F委員)

それもいいと思います。社会福祉協議会とは別枠で事業所の取り組みがあり、地域の取り組みがあります。ただ、あえて言う必要はない気もします。

A委員)

公民館のバリアフリー化は、トイレを別にしてほとんどできているのではないですか。

事務局)

全てではないと思います。改修の対象になっている所では、積極的にスロープを付けるなど自治会の中でしています。

古い所で、民家の玄関のような入り口が残っている所などがあると思います。建物のスペースの問題もあります。

D委員)

地域の取り組みでお願いしたいことがあります。「自治会は」という表現が出てきますが、市内6小学校区で分かれて、自治協議会は活動実績がずいぶん積み上がってきています。校区単位でさまざまな活動をしているので、44の自治会に限定せずに、6小学校区自治協議会を意識して記載していただきたいです。

C委員)

41 ページで社協について書いていますが、行政として、例えばまほろば号の使い勝手をより良くするという話は今後、高齢者福祉計画で出るのでしょうか。それとも具体的な計画の中で出るのですか。

事務局)

地域交通体系の計画書に含まれると思います。地域福祉計画の中では42 ページの行政の取り組みのイにコミュニティバスについて記載しています。

C委員)

42 ページの中身が十分ではないと思います。もう少し具体的に書いていただきたいです。

事務局)

もっと具体的な中身を記載します。冒頭おっしゃった総括をつくる際にも、もっと具体的に書いたほうが計画を立てやすくなるかと思うので、検討します。

コミュニティバスについては交通の個別計画との統合が必要になります。最初の計画の位置付けの「その他の関連計画」とも連携して統合を取ることになっています。

C委員)

高齢者計画に入るのはいいのですが、第三次計画でもまほろばの運行改善について議論しましたがまだ結論が出ていません。庁内の会議で決めていただきたいです。

事務局)

高齢者支援計画の「高齢者の移動支援の充実」のところで、公共交通機関の利便性の向上は具体的に示されています。地域福祉計画の中では大枠を書くことになると思います。

C委員)

それでは 49 ページからの説明をお願いします。

事務局)

第四次太宰府市地域福祉計画素案第 3 章 基本目標 3 を説明

質疑

C委員)

51 ページ、地域包括ケアシステムの構築についてはどこに消えてしまったのでしょうか。2025 年までに完成すべきという方針があり、これによって地域でお互いに助け合う、まさに今回の本格的な相談体制そのものを作っています。政府は最初、高齢者について考えていたようですが、今は若い人も困っている人がたくさんいます。そういう人も含めて、本格的にみんなで助け合うということだと思います。第四次計画の柱にならなければいけないのに、抜けているのが非常に残念です。

事務局)

おっしゃるように、高齢者関連で始まった地域包括ケアシステムですが、現時点では障がい者なども含めて地域の中でシステムをつくるべきというところです。具体的に言葉としては今回入れていませんが、考え方としては含まれています。基本理念にある「地域共生社会の実現」のところで、具体的な取り組み、どういう体系を取るかということで地域包括ケアシステムが出てきます。全体を見ながら、どこに入れるのがふさわしいか考えていきます。

C委員)

これは4、5年前に出た言葉ですが、三次計画を作る時にはまだ具体化していなかったので入れきれませんでした。今は世の中がそういう方向で進んでいるのに、太宰府は取り残されていると思います。よく医療、住居、生活支援などの図で表現されますが、あの趣旨を具現化してほしいです。高齢者だけの問題ではなくいろいろなところに関わるので、福祉計画でやるしかありません。

事務局)

入れるとすれば、基本理念や前段のところでは触れるべきかと思います。この中に地域共生社会という言葉を入れていますので、具体的な体制としての地域包括ケアシステムとなると思います。

C委員)

包括支援センターは包括ケアシステムの一貫です。三次計画の時には中学校区ごとに作ろうと議論していましたが、まだ2カ所しかできていません。それを考えて章立てていただきたいと思います。

事務局)

34 ページ「包括的で連携した相談体制」の「最終的な重点施策」に連携強化とありますが、抽象的になっています。36 ページのアに「地域包括支援センターや子育て世代包括支援センター、障がい者基幹相談支援センターを活動拠点とし」とありますが、「相談支援機能の充実」の枠を広げて、高齢者だけでなく障がい者や子どもの問題も個別のセンターの窓口機能を充実させていき、将来的には包括ケアシステムがワンストップという考え方になると思います。このあたりに入れられるのでないかと現時点では思っています。

C委員)

検討してください。

事務局)

第四次太宰府市地域福祉計画素案第4章、第5章を説明

質疑

D委員)

後見人の関係で、65 ページに「(3) 利用支援」とあります。周知・啓発、利用支援も大いに結構ですが、相談窓口の明確化について記載してほしいです。

C委員)

大事なことだと思います。ご検討をお願いします。

さて、皆さんからの意見を採り入れて、事務局が作り直したものを説明していただきました。第1次素案ができたあとに私が出した資料 13-2 は、B委員の資料にありましたように、共生社会における包括的支援体制を基本において、全国社協の出しているガイドブックにのっとして書いたものです。地域共生社会や包括支援体制の重要性については 22 ページに付け加えてもらっているのでもいいと思いますが、地域包括ケアシステムの構築についてぜひ明確に打ち出していきたいと思います。

第1回の時に資料をお渡ししましたが、見えているゴールに対して今どの位置にいるのか、いつま

でに何をすべきかということを考えてPDCAを回すことが大事だと思います。事務局の説明に地域福祉計画を検証するとありましたが、検証して出た課題が目標になり、その目標に向けてどうするか。今度出る行動計画を参考にさせていただきたいと思います。

今回、資料 11-2 の第 2 次の素案に、一応皆さんに目を通していただきました。頂いた意見を庁内で議論していただき、盛り込んでいただきたいと思います。

G 委員)

第 4 章の成年後見の基本計画について、成果目標のようなものはあるのでしょうか。

事務局)

積極的に成年後見制度を利用する方が増えればいいのか、現状維持がいいのか、数値として出しづらいつらところがあり迷いがありました。目標を掲げるのはいかがなものかということで、あくまで利用促進の周知徹底に重きを置いた計画になっています。

C 委員)

指標がないと PDCA が回らないので、再度検討していただきたいです。

皆さんのご協力で会議が終わりました。議論は大いに結構ですので、今後もみんなでいいものをつくっていきたいと思います。

議論したことを事務局に取りまとめていただき議事録を作ります。表現については事務局と私にお任せいただきたいと思います。よろしいでしょうか。お願いいたします。

■その他

次回の会議開催日程について

終了